○厚生労働省令第三十五号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第四条第二項の規定に基づき、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（普通調整交付金の額の算定） **第三条**　普通調整交付金の額は、次に掲げる額の合計額とする。 一　次条第一項第一号の規定により算定した当該都道府県の調整対象需要額（以下「療養給付費等調整対象需要額」という。）から第五条第一項第一号の規定により算定した当該都道府県の調整対象収入額（以下「療養給付費等調整対象収入額」という。）を控除した額（ただし、療養給付費等調整対象収入額が療養給付費等調整対象需要額を超える場合は、零とする。） 二　次条第一項第二号の規定により算定した当該都道府県の調整対象需要額（以下「後期高齢者支援金等調整対象需要額」という。）から第五条第一項第二号の規定により算定した当該都道府県の調整対象収入額（以下「後期高齢者支援金等調整対象収入額」という。）を控除した額（ただし、後期高齢者支援金等調整対象収入額が後期高齢者支援金等調整対象需要額を超える場合は、零とする。） 三　次条第一項第三号の規定により算定した当該都道府県の調整対象需要額（以下「介護納付金調整対象需要額」という。）から第五条第一項第三号の規定により算定した当該都道府県の調整対象収入額（以下「介護納付金調整対象収入額」という。）を控除した額（ただし、介護納付金調整対象収入額が介護納付金調整対象需要額を超える場合は、零とする。） （調整対象需要額の算定方法） **第四条**　調整対象需要額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一　療養給付費等調整対象需要額　イ及びロに掲げる額の合算額（当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による前期高齢者交付金がある都道府県にあつては、これを控除した額）からハ及びニに掲げる額の合算額を控除した額 イ・ロ　（略） ハ　(1)に掲げる額から当該年度における当該都道府県内の各市町村に係る(2)に掲げる額の総額を控除した額の百分の四十一に相当する額 (1)・(2)　（略） ニ　（削る）	（普通調整交付金の額の算定） **第三条**　普通調整交付金の額は、当該都道府県の調整対象需要額から当該都道府県の調整対象収入額を控除した額とする。 （新設） （新設） （新設） （調整対象需要額の算定方法） **第四条**　調整対象需要額は、次に掲げる額の合計額とする。 一　イ及びロに掲げる額の合算額（当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による前期高齢者交付金がある都道府県にあつては、これを控除した額）からハ及びニに掲げる額の合算額を控除した額 イ・ロ　（略） ハ　(1)に掲げる額から当該年度における当該都道府県内の各市町村に係る(2)及び(3)に掲げる額の総額を控除した額の百分の四十一に相当する額 (1)・(2)　（略） (3)　当該年度における当該都道府県内の各市町村の法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金（施行令第二十九条の七第一項第一号に規定する基礎賦課額に係る部分に限る。ニ(3)及び第七条第一項第一号ニ(3)において同じ。）に相当する額の総額